

2. 新市の名称及び事務所の位置等について

(1) 新市の名称

新市の名称は「鶴岡市」とする。

(2) 新市の名称の選定理由

新市の名称について、第1回南庄内合併協議会において基本4項目として協議し、全会一致で「鶴岡市」とすることが確認された。

南庄内地域において、「鶴岡」という名称は、古くから政治、経済、生活の中心地であることから地域を代表する名称として慣れ親しんでおり、新市の名称としてふさわしいとの共通の認識がある。

さらに、「鶴岡市」という名称は、全国的にも知名度が高く、産業や観光の振興、住民の一体感の早期醸成等、新市のまちづくりにおいて最も合併の効果が期待できる名称である。

以上の理由により、新市の名称を「鶴岡市」とするものである。

(3) 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、鶴岡市馬場町9番25号（現在の鶴岡市役所）とする。

(4) 新市の事務所の位置の選定理由

新市の事務所の位置について、第1回南庄内合併協議会において基本4項目として協議し、鶴岡市馬場町9番25号（現在の鶴岡市役所）とすることが確認された。

新市の事務所となる鶴岡市役所は、新市全体における生活圏の中央部に位置し、6市町村の庁舎では最大の規模であり比較的新しくバリアフリー化への対応など幅広く住民が利用しやすい施設である。

また、鶴岡市役所周辺の市街地には、他の官公署や都市機能、商工業の集積があり、さらに道路や鉄道など地域内外との連絡交通網の体系が整備されていることなどにより、住民の利便性に富んでいる。

以上の理由により、新市の事務所の位置を鶴岡市馬場町9番25号（現在の鶴岡市役所）とするものである。